

広島県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年七月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市粟屋町六七一〇番五地先から 三次市粟屋町六七一〇番五地先まで	〇	四・八〇	四・〇〇 〇	四〇・〇〇	拡幅